

# 農地転用許可申請（赤玉土等採取事業用）添付書類

下野市農業委員会 TEL0285-32-8915

(1) 通常の添付書類 各1部必要

書類の種類	書類の内容等	添付を必要とする理由
土地登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)	申請に係る土地の現に効力を有するものに限る。 登記官の氏名・押印があるものに限る。	転用対象となる土地の特定及び権利関係の判断のため。
土地の所有者であることが確認できる書類	必要に応じ下記の書類を添付する。 ①相続後未登記の場合 ・相続関係系図 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 ・相続放棄申述受理謄本など ②住所変更後で未登記の場合 ・住民票の写し ③氏の変更後で未登記の場合 ・戸籍謄本 など	土地の登記事項証明書に記載されている所有名義人と、申請人の氏名及び住所が異なる場合に、申請人が申請適格を有することを確認するため。
位置図	縮尺1/25,000程度のもの	転用対象となる土地の特定と位置関係を確認するため。
周辺見取図	申請地周辺の土地の利用状況の概要が確認できる図面 なお、申請地及び隣接地の地目(登記記録及び現況)、地番、地積、所有者氏名を表示すること。	申請地周辺の土地の利用状況から、農地区分や周辺農地等への影響等の有無を確認する際の参考資料とするため。
公図の写し	公図を謄写・集成したもの等については、下例の証明がなされていること。 (証明例) この公図写しは、宇都宮地方法務局〇〇支局備付け公図(公図番号〇〇)を謄写(集成)したものに相違ありません。 〇年〇月〇日謄写 謄写者 住所 〇〇市△△番地×× 氏名 ㊟	土地の登記事項証明書とともに、転用対象となる土地を特定するため。

特 定 図	申請地の位置を朱線により特定した測量図面で申請に係る土地の面積が記載されているもの。（分筆登記申請に添付する測量図と同等の精度のもの）を2部提出する。	申請に係る土地が一筆の一部である場合に、行政処分たる転用許可の対象となる部分を特定するため。
土地利用計画図	縮尺 1/500～1/2,000 程度とし、掘削区域、保安距離等の周辺状況が具体的に明らかにされた平面図	事業の概要・転用内容の確認、転用面積の必要性、周辺農地等への影響等を判断するため。
断 面 図	地層、掘削の深さ、保安角度がわかる断面図を添付。	事業の安全性、具体性を把握するため。
排水計画図	当該転用事業に関連する、排水の計画図（排水放流先まで明示する。）	事業に伴う排水等の確保がなされているかを確認することにより、事業計画の実現の確実性を判断するとともに、排水計画による溢水、汚濁農業用施設のかい廃、周辺農地の分断等周辺農地への影響の有無を確認するため。
隣接同意書	隣接地の所有者（耕作者）の同意書を添付。 （地目に関わらず。）	転用行為により、近傍地の日照・通風・耕作等に影響をおよぼすおそれがあるため。
水利権者及び漁業権者等の同意書	例えば ・排水の放流同意書（第一次放流先） ・土地改良区水路の目的外使用許可	排水について農業用水路や河川施設を利用する際、施設の水量・水質に相当の影響が予想される場合に、水利権者、漁業権者、その他関係権利者と事前に調整を図っておく必要があるため（排水放流がない場合、又は水量・水質への影響が軽微であると判断される場合には添付不要）。
所有者又は耕作者の同意書	①所有権以外の権原に基づいて申請する場合 ・所有権者の同意書 ②申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権に基づく耕作者がいる場合 ・賃借権等の合意解約を証明する書類 ・耕作者の同意書	転用対象となる土地に左記の権利を有する者がいる場合、許可目的実現の確実性を判断する上で必要なため。

<p>他法令の許認可書の写し 又は許認可の手続き状況を証する書面</p>	<p>当該転用事業に関連して、他法令の許認可を了している場合又は許認可申請の途中の場合、それぞれ許認可書写、許認可の状況等を証する書面</p>	<p>他法令の許認可を必要とする転用事業の場合、当該法令上の制限に抵触する転用事業は、許可の対象とならないため、転用許可申請時点で、他法令の見込みについて把握する必要があるため。</p>
<p>関係機関の議決等（議会、総会等）を証する書面</p>	<p>市町村、農業協同組合等で転用事業に当たって議決等を要する場合、議事録写しなど、それを証する書面</p>	<p>転用目的の確実性を判断するため。</p>
<p>土地改良区の意見</p>	<p>土地改良区の意見書（ただし、意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合は、その事由書）</p>	<p>申請に係る農地が土地改良区内にある場合、改良区内の農地や農業施設のかい廃、転用に伴う排水の周辺農地への影響等、土地改良事業との調整を図るため。</p>
<p>事業計画書</p>	<p>右記の内容について記載した書面 （赤玉土採取事業専用の様式を使用してください。）</p>	<p>事業の目的、転用の必要性、転用面積の必要性、土地の選定理由、土地利用計画、周辺農地等への被害防除対策、資金計画、他法令等の状況等について明らかにし、転用許可に係る一般基準の適否について判断するため。</p>
<p>資金証明 資金計画は事業計画書内に記載する。</p>	<p>転用事業を完了させるために必要とする資金の裏付けとなる書面を添付する。 一般的には、金融機関が発行する①預貯金残高証明書（申請前3か月以内のもの）、②融資証明書（申請前3か月以内のもの）が該当する。 融資元が金融機関以外の場合は、当該融資元に係る残高証明書を添付する。</p>	<p>事業の裏付けとなる資金の見込みから、転用目的実現の確実性を判断するため。</p>
<p>事業実施予定行程表</p>	<p>事業実施に関して、工程表を添付してください。 （事業計画書に添付している場合は添付不要です。）</p>	<p>事業実施後の進捗管理のため。</p>

埋戻し用土砂の確保を証する書面及び埋戻し用土砂の位置図と現地写真	埋戻し用土砂の売買契約書の写し、埋戻し用土砂の現地写真及び位置図を添付。	埋戻し用土砂の確保状況を確認し、埋戻しが適正に行われることを確認するため。
埋戻用土砂及び採取した土の運搬経路図	縮尺1/25,000程度のもの	運搬車両の通行による道路の汚損、破損等の有無を確認するため。
埋戻し用土砂の求積図及び計算書	埋戻し用土砂の数量を計算するための掘削地上部及び下部面積の求積図と各面積から土砂の数量を算出した計算書を添付。	埋戻し用土砂の確保状況を確認し、埋戻しが適正に行われることを確認するため。
鹿沼土・赤玉土の販売先リスト	採取した土の販売先(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称・代表者名)を記載してください。 (※事業計画書に記載している場合は、添付不要です。)	事業の信用性を確認するため。
鹿沼土・赤玉土採取に係る農地転用実績書	栃木県内の前回許可地、前々回許可地の採取状況、埋戻し状況を明らかにした書類を添付してください。 ※前々回地100%、前回地80%の埋戻しが終了していなければ申請受付ができません。	事業実績を確認することで、当申請の事業の確実性、信用性を確認するため。
近隣住民への説明状況	許可後、事業の実施に対する近隣住民への説明方法について記載してください。 (例 文書を配布する。個別に訪問する等)	事業が確実に実施できることを確認するため。
所有機材一覧表	市内で初めて採取する場合は、事業に必要な機材の所有状況一覧表を添付してください。	事業が確実に実施できることを確認するため。
委託契約書の写し	採取に関して土地所有者(譲渡人)と採取実施者(譲受人)との委託契約書(または売買契約書)の写しを添付してください。 なお、掘削や埋立てを別の者に委託する場合は、委託契約書の写しも添付してください。	事業の信用性、確実性を判断するため。

道路、水路管理者、土砂条例、埋蔵文化財担当との協議結果報告書	各担当と協議した日及び協議内容、協議結果を添付してください。特に、土砂条例については、欠格事項に該当していないことを確認してください。 土砂条例の許可が得られる見込みのない場合は農地法も許可になりません。 (事業計画書に記載している場合は、添付不要です。)	他法令で違法性があるものについては農地転用許可が出来ないことから、他法令の許可の可能性を確認するため。
農地復元後の作付計画	事業完了後に農地復元した後の作付計画書を添付してください。 (事業計画書に記載している場合は、添付不要です。)	
誓約書	事業実施に関する誓約書を添付してください。 なお、誓約書は別紙の様式を使用してください。	
委任状・確認書 代理人申請の場合	①代理人に申請手続を委任する旨の委任状 ②代理人が作成した申請書の内容を理解した上で、そのとおり事業を行う旨の確認書	①代理人としての適格を有することを確認するため。 ②事業計画の内容に対する事業者の意思が重要であり、これを具体的に確認するため。

(2) 申請人が個人の場合に必要な添付書類

書類の種類	書類の内容等	添付を必要とする理由
確定申告書及び収支明細書の写し	直近の1年分	個人経営の業績を確認し、転用目的の実現の確実性等を判断する。

(3) 申請人が法人の場合に必要な添付書類

書類の種類	書類の内容等	添付を必要とする理由
法人登記簿謄本		法人の行為能力、事業内容を確認するため。
法人の定款、寄附行為又は規約		法人の行為能力、事業内容を確認するため。
決算書(確定申告書)	直近の2期分(2年分)	法人、個人会社の行為能力、業績を確認するため。

## 【鹿沼土・赤玉土採取の場合の申請書・添付書類記載上の注意事項】

### 1. 申請書の記載について

○土地の登記事項証明書上の所有者が死亡しており、相続登記が済んでいない場合は、被相続人の婚姻から死亡までの戸籍（除籍）謄本及び相続人の戸籍（除籍）謄本を添付のうえ、生存中の相続人全員を譲渡人（賃貸人）とした許可申請が必要になります。

○譲受人（賃借人）の記載については、押印を要する欄には代表者の氏名の記載が必要ですが、「1 当事者の氏名、住所及び職業」欄については、法人名の記載のみとしてください。

○許可を受けようとする土地の面積は、土地の一部を転用する場合、「○○㎡（一筆全面積）のうち○○㎡」と記載してください。なお、総計欄の田と畑の面積内訳は、現況地目で記載してください。

○権利の存続期間は、許可申請時においては、最長1年間です。諸事情により、期限内に事業完了の見込みが立たなくなった場合は、許可期限内に事業計画変更許可を受ける必要があります。許可期限の日の前月の10日（10日が土・日・祝日の場合はその翌日）までに事業計画変更申請をしてください。それまでに申請が無い場合、即、埋戻ししていただく場合があります。

○「2.資金調達についての計画」欄については、鹿沼土・赤玉土等の売買契約書の金額、埋戻し用土砂の売買契約書の金額等と金額が一致しているか確認してください。また、燃料費、通路敷鉄板のリース料等も忘れずに記載してください。

### 2. 添付書類（事業計画書）の記載について

○事業計画書は記載もれのないようにお願いします。また、記載にあたっては、他の添付書類の数字と一致するように確認してください。（事業計画書の「4 防災計画 ⑤搬出する予定数量」と「5 埋戻用土の調達方法…埋戻用土の量」は原則、同数を記載してください。

**※書類提出前に申請書、添付書類の記載もれや間違いがないか確認してください。**  
上記の記載漏れや添付書類の付け忘れ等があると申請の受付ができない場合がありますのでご注意ください。

申請締切日間際ではなく、なるべく期日に余裕をもって申請をお願いします。